

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………

○公共測量の終了(五件)……………

……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………

○建築基準法による道路の指定の変更……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

○指定管理者の指定……………(産業労働局商工部経営支援課)……………

告示(監)

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者……………

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一

件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

東京都告示第九百九十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引

業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成三十年七月五日

東京都知事 小池 百合子

商号 代表者氏名 主たる事務所の所在地 免許証番号 免許年月日

株式会社 ビーエス・リアル エステー
代表取締役 石黒 英四郎
千代田区麴町二丁目六番地
(3)第八五二番地
平成二十七年十二月十六日

株式会社 エスティー
代表取締役 岡崎 泰之
中央区明石町五番十五号
(3)第八六六五号
平成二十八年十月二十七日

アーバン・コミュニケーション株式会社
代表取締役 梅田 俊次
中央区八丁堀四丁目十番一号
(3)第八六一四一号
平成二十八年七月十四日

BRAND ING 株式会社
代表取締役 松本 誠
港区西麻布一丁目十一番六号HO
(1)第一〇〇四八四号
平成二十九年四月十日

東京都告示第九百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、新宿区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月五日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 新宿区

二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)

三 測量の区域 新宿区愛住町、富久町、舟町、住吉町、荒木町、四谷三丁目及び四谷四丁目各地内

四 測量の期間 平成二十九年六月十九日から平成三十年三月九日まで

東京都告示第九百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都知事から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月五日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)

三 測量の区域 八王子市、青梅市、調布市、町田市、日野市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町各地内

四 測量の期間 平成二十九年六月二十三日から同年十二月十五日まで

東京都告示第九百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区大山東町及び大山町各区内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月六日から平成三十年三月十六日まで

●東京都告示第九百九十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区大森西三丁目、大森西四丁目、大森西六丁目、蒲田二丁目、南蒲田一丁目、西糀谷一丁目、西糀谷四丁目及び仲六郷二丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十七日から平成三十年二月十五日まで

●東京都告示第九百九十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、目黒区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 目黒区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 目黒区駒場一丁目、駒場二丁目、駒場三丁目、駒場四丁目及び渋谷区上原二丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月十六日まで

●東京都告示第九百九十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成三十年四月五日	稲城市大字部	次に掲げる地番の全指定
		稲城市大字部	延長 八四六・六

矢野口字根方 二千四百三十三番、大字東長沼字九号二千五百八十九番、大字矢野口字根方二千九百九十四番三、同番九から同番十一番まで、大字矢野口字西山三千四百三十二番四及び同番五	廃止 四八・四一 幅員 指定 四〇〇〇 一八〇〇 廢止 四〇〇
次に掲げる地番の一	
稲城市大字部	
百村字十四号	
千三百九十八番、千四百十番口、千四百一十一番、千四百一十二番一、同番二、千四百一十三番、同番地先、千四百一十四番から千四百一十七番まで、千四百二十九番、千四百三十二番、大字百村字十五号千四百三十四番から千四百三十七番まで、同番地先、千四百三十八番から千四百四十二番まで、同番地	

先、千四百四十四番、千四百四十五番、同番地先、千四百四十六番、千四百四十七番、千四百四十八番、千四百四十九番、千四百五十番、同番二、千四百五十六番、大字東長沼字七号二千三百八十三番七、同番七地先、大字東長沼字八号二千四百十二番二、同番三、大字矢野口字根方二千四百二十六番一、同番三、二千四百二十七番一、二千四百二十八番一、同番三から同番六まで、二千四百三十一番、同番地先、二千四百三十二番、同番地先、二千四百三十四番一、同番三、二千四百三十六番から二千四百四十六番まで、二千四百四十一番一、二千四百四十三番一、同番

二、二千四百四十五番一、二千四百四十六番一、二千四百四十七番、二千四百四十八番、二千四百四十九番、同番地先、二千四百五十三番二、大字東長沼字九号二千五百一番二、同番三、二千五百二番一、二千五百十七番二、二千五百四十番、二千五百五十六番一、二千五百六十四番一、同番二、二千五百六十六番三、二千五百六十七番一、同番三、二千五百六十八番九番、同番二、二千五百七十一番一から同番三まで、同番七、二千五百七十一番、二千五百七十二番一、同番一、同番一、同番二、同番四まで、二千五百七十三番、二千五百七十四

番一、同番一、同番二、同番二、同番三、二千五百七十六番一から同番三まで、二千五百七十七番一、二千五百八十一番一、二千五百八十二番一、同番地先、二千五百八十四番まで、同番地先、二千五百八十五番から二千五百八十八番まで、二千五百九十番から二千五百九十二番まで、二千五百九十四番から二千五百九十八番まで、二千六百三番、同番地先、二千六百四番、同番地先、二千六百五番、二千六百六番、二千六百七番一、同番二、二千六百八番、二千六百九番一、同番二、二千六百十番、二千六百十一番、同番地先、二千六百十二番から二千六百二十一番まで、二千六百

二十三番、二千六百二十五番、二千六百二十六番、大東長沼字十号二千六百二十七番一、同番二、二千六百二十八番から二千六百三十番まで、同番地先、二千六百三十二番一から同番三まで、同番六から同番八まで、二千六百三十三番、二千六百三十四番、同番地先、二千六百三十五番、二千六百三十六番、二千六百三十七番一、二千六百三十八番、二千六百四十一番一、二千六百四十一番一、同番地先、大東長沼字根方二千六百九十三番三、二千六百九十四番四から同番六まで、二千六百九十五番二、同番三、二千七百二十七番一、同番一地先、二千

八百三十六番、二千八百三十七番一、二千八百三十八番一、同番一地先、二千八百三十九番一、二千八百四十三番一、同番三、二千八百四十五番一、二千八百四十七番一、同番七番一、同番三、二千九百八十五番一、二千九百八十五番八、同番八地先、二千九百八十六番一、二千九百八十八番一、二千九百九十一番一、二千九百九十三番、二千九百九十四番一、同番五から同番七まで、同番十、二千九百九十五番一、同番一地先、同番三、同番五、二千九百九十六番、三千百一十三番二、大東長沼字西山三千百十九番一、三千百二十三番六から同番九まで、三千百二十四

番二から同番九まで、同番十三、同番十五、同番十六、三千百二十六番二、同番十三、三千百二十七番一、三千百三十番、三千百三十一番二、同番三、同番六、同番七、同番九、同番十一、三千百三十二番一、三千百三十三番一、同番四、同番九から同番十二まで、同番十五、三千百三十四番二、三千百三十五番一、同番二、三千百三十六番四、同番五、同番十、同番十一、同番十三、同番二十三、同番二十二、同番八から同番二十まで、同番二十二から同番二十四まで、三千百三十八番二か

ら同番四まで、同番十、同番二十四、同番二十七、同番三十一、同番三十二、同番三十六、同番三十九、同番四十、同番四十四、同番三、同番六、同番一から同番四まで、同番十一、同番四十二番一、同番三、同番四、同番十三番一から同番三まで、同番三、同番四十五番三、同番八、同番四十六番七、同番三、同番四十五番一、同番五十三番一、同番二、同番五十三番一、同番二、同番三百五十六番、同番三百五十七番三、同番五十八番一、同番二、同番三百五十九番一、同番二、同番四から同番六まで、同番六十二番から

三千百六十八番まで、三千百七十九番一、同番五、同番九から同番十一まで、同番十八、同番七十一番から同番七十三番まで、同番三百七十六番から同番三百八十三番まで、同番百八十三番から同番三百八十五番まで、同番千八百八十七番、同番千九百九十四番、同番千九百九十五番、同番三百九十二番一、同番地先、同番三百二十二番一、同番三百二十五番一、同番地先、同番三百二十六番から同番三百二十八番まで、同番三百三十三番、同番野口字坂上三千二百九十四番一、同番百九十七番二、同番三、同番六、同番矢野

口字大久保三千五百九十三番、同番九十四番、同番九百五十五番、同番三千六百八番、同番三千六百九番イから同番タまで、同番千六百十二番まで、同番地先、同番十三番、同番矢野口字上綱三千六百十四番、同番千七百十八番、同番六百十八番、同番一千四百三番から同番千四百四十五番まで、同番千六百八十一番、同番野口字奥畑三千七百四十四番から同番百四十七番まで、同番一及び同番二

●東京都告示第九百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

平成三十年七月五日

東京都知事 小池 百合子

一 公の施設の名称及び所在地

東京都立産業貿易センター浜松町館 東京都港区海岸一丁目七番一号

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都千代田区神田佐久間町一丁目九番地

三 指定の期間

平成三十年七月一日から平成三十五年三月三十一日まで

告示(監)

東京都監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成30年7月5日

- 東京都監査委員 成 清 梨沙子
- 東京都監査委員 高 倉 良生
- 東京都監査委員 友 瀧 宗治
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏名 住 所
- 村松 啓輔 福岡県福岡市早良区藤崎二丁目2番36-203号
- 佐田 明久 江東区豊洲一丁目3番1-3001号

谷川 陽子 世田谷区北沢一丁目18番20-102号

中島 義晴 大田区北千束三丁目18番17号

松田 麻貴 府中市宮西町一丁目18番地の6

知 秀信 多摩市鶴牧二丁目26番地の1

森本恵梨奈 文京区白山五丁目1番9-801号

千野 輝実 足立区栗原一丁目26番15-505号

梶 慎吾 豊島区東池袋二丁目37番14号

若槻 直人 中野区大和町三丁目43番23号

鈴木 崇大 千葉県野田市日吹1309番地の2

貝瀬 陽香 千代田区神田司町二丁目21番地3

諏訪部千絵 江東区白河四丁目2番1-504号

渡邊 美樹 足立区東綾瀬一丁目7番4-302号

安西久美子 墨田区立川一丁目9番5-201号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

平成30年7月5日から平成31年3月31日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更に ついて届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成三十年七月五日から四月以内に東京都産業労

働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。

平成三十年七月五日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 銀座ナイン

二 店舗所在地 中央区銀座八丁目五番先ほか

三 設置者名 東京高速道路株式会社

四 設置者住所 中央区銀座一丁目三番先

- 五 変更前の設置者の代表者名 森 和彦
- 六 変更後の設置者の代表者名 塚本 和隆
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテほか二十名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテほか二十名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテほか五名
- 十 変更前の小売業者の住所 江戸川区北葛西四丁目十四番一号(株式会社ドン・キホーテ)ほか
- 十一 変更後の小売業者の住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号(株式会社ドン・キホーテ)ほか

<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 安田 隆夫(株式会社ドン・キホーテ) ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の代表者名 大原 孝治(株式会社ドン・キホーテ) ほか</p> <p>十四 変更日 平成三十年三月十四日ほか</p> <p>十五 届出日 平成三十年六月二十一日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十七 縦覧期間 平成三十年七月五日から同年十一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年七月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p>
<p>平成三十年七月五日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 店舗名 銀座ナイン</p> <p>二 店舗所在地 中央区銀座八丁目五番先ほか</p> <p>三 設置者名 東京高速道路株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区銀座一丁目三番先</p> <p>五 変更前の店舗面積の合計 二千九百七十九平方メートル</p> <p>六 変更後の店舗面積の合計 四千二百九十三平方メートル</p> <p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 なし</p> <p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 二十五台</p> <p>九 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 十九台</p> <p>十 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側 十二台</p> <p>十一 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内ほか 百六十五平方メートル</p> <p>十二 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 四十八平方メートル</p> <p>十三 変更前の閉店時刻 午前十時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業</p> <p>十四 変更後の閉店時刻 午前十時。ただし、三号館のみ 二十四時間営業</p> <p>十五 変更前の閉店時刻 午後十時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業</p> <p>十六 変更後の閉店時刻 午後十時。ただし、三号館のみ 二十四時間営業</p>	<p>十七 変更前の来客が駐車場を利用することができない時間帯</p> <p>十八 変更後の来客が駐車場を利用することができない時間帯 二十四時間</p> <p>十九 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 なし</p> <p>二十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 隔地</p> <p>二十一 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時までほか</p> <p>二十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで</p> <p>二十三 変更日 平成三十年八月一日ほか</p> <p>二十四 届出日 平成三十年六月二十一日</p> <p>二十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>二十六 縦覧期間 平成三十年七月五日から同年十一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性